

## 全国林野関連職員労働組合本庁分会交渉

### 議 事 要 旨

1. 開催日時：平成23年7月14日（木）18：30～19：25（55分）
2. 場 所：林野庁入札室
3. 出席者：  
組合 重光昭子委員長、大磯寿雄副委員長、森谷幸隆書記長、平浪浩二執行委員、赤迫政一執行委員  
当局 三浦正充林政課長、田中謙司人事総括、森脇和正人事第1班長、大道一浩総務班長、川脇多久男安全衛生班長、白角義人人事管理班長、伊藤公夫管理係長
4. 議題：「超過勤務縮減と職員の健康管理に関する要求書」について  
（別添「要求書」）

#### 5. 議事概要

（人事管理班長）

ただ今から、全国林野関連職員労働組合本庁分会から7月5日付けで申し入れのあった要求書について交渉を始める。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のため、要求項目の整理、時間、場所等において取り決めたところである。

要求項目については、2つともに管理運営事項等でないことから交渉項目としたところである。

始めに、委員長から要求書の趣旨等についてご発言をお願いしたい。

（委員長）

今、私たちの職場は、人員削減と業務量増加により、職員一人ひとりの負担が増え超過勤務が多い状況であり、恒常的に超過勤務が行われているところもある。職員の健康や生活へ影響が懸念されるため、超過勤務縮減と職員の健康管理について、現在行われている対策の実態を確認して今後の取組みに繋げたいと考えているので、よろしく願います。

（人事管理班長）

林政課長より発言をお願いします。

（林政課長）

現在、林野庁では大きな課題である「森林・林業再生プラン」の実行のほかに、職員の方々のご努力によって、森林法の改正も国会で成立し、基本計画の改定作業も順調に進んでいるところである。

更に、3月に発生した東日本大震災については、林野庁をあげて被災地の復旧・復興に向けて努力をするという中で、一時的に超過勤務が増えている実態もある。当局としても行政を進めるに当たって、職員がいつも健康で業務を行えることが、様々な成果を上げていくために重要なことと考えている。このような場を通じて職員並びに職員団体の方々のご協力をいただきながら、仕事を進めていきたいと考えているのでよろしく願いたい。

今、委員長から要求書提出の趣旨について話があったところであるが、「超過勤務の縮減」、「職員の健康問題」は業務を進めていく上でも基本である。

3月に発生した東日本大震災の復興に向けた対応などに伴う超過勤務や、現地への出張などご苦労をおかけしているところである。

最近では、災害関連は一時期に比べ、業務の集中は少なくなってきており、可能な限り代休を取得し、基本的に休むよう指示しているところである。

また、長時間超過勤務した職員については、臨時の健康診断を受診させることとしており、必ず健康診断を受けるように各職員に呼びかけるなど、職員の健康管理に努めているところである。

これらについての当局の考え方については、人事管理班長から一括回答ということで申し上げるが、提示された色々な問題等については、当局としても検討すべきは検討し、適切に対応して参りたいと考えているのでよろしく願います。

(人事管理班長)

要求書に対する「一括回答」を、私の方から行わせていただく。

要求事項1「林野庁本庁における超過勤務の縮減に対する考え方を明らかにするとともに、今後の取り組み方向を示すこと。」については、超過勤務の縮減は、基本的には不要不急の超過勤務の防止に努めるとともに、やむを得ず超過勤務を命ずる場合にも必要最小限に止めることが重要であり、管理職員をはじめ、個々の職員が率先し、意志と意欲をもって取り組むことが必要であると考えている。

平成20年に内閣官房から「今後の超過勤務縮減の取組の進め方」が発出され、超過勤務縮減への取組みの必要性・緊急性について、各府省の認識の徹底を図ることとなり、当省として、超過勤務縮減目標を定め、毎週水曜日、金曜日の定時退庁日や月1回の完全定時退庁日などについて、積極的に取り組んできたところである。

林野庁においては、これらの対策が実効あるものとなるよう、幹部会、課長会議、超過勤務縮減対策委員会等を通じて、メリハリのついた業務指示、必要最小限の命令、管理職等による定時退庁の声かけ運動等に取り組んできたところである。

平成22年度は平成21年度に比べ、一人月平均超過勤務時間は若干減少したものの、国会対応や予算対応が多くを占めている状況であり、今後も職員の健康保持のためにも、超過勤務の縮減の取組みを進めて参る考えである。

要求事項2「職員の健康保持に対する考え方を明らかにするとともに、今後の取り組み方向を示すこと。」については、職員の心身の健康の保持・増進は、重要な課題であるとの認識の下、関係する人事院規則や、林野庁通知である「林野庁本庁における心の健康づくりについて」等に基づき、健康安全協議会等を通じて職員の意見を聞きつつ、健康診断・相談、メンタルヘルス講習会など、各種取組を実施しているところである。

今後においても、人事院や農林水産省本省の動向を踏まえつつ、職員の健康の保持・増進に係る取組の充実に努めて参る考えである。

(人事管理班長)

それでは、質疑・応答に移る。

(副委員長)

現在、私たち組合は、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、年間総労働時間1,800時間の実施に向け取り組んでいるところである。そのためには、年次有給休暇や夏季休暇の完全消化、超過勤務の常態化からの脱却が必要であると考えている。超過勤務の過去5年間の実績を示していただきたい。また、平成23年度の現在までの実績についてもお聞きしたい。

(人事管理班長)

現在手元にある2年分のデータでは、平成21年度から22年度にかけて、一人月

平均4.1時間の減となっている。残りについては、後ほど回答したい。

平成23年3月は、東日本大震災の影響もあり、前月より増加したが、平成23年度については、東日本大震災の対応も一時期に比べ落ち着き、5月時点では前月を下回っている状況である。

(書記長)

超過勤務命令は基本的には、課長命令となっているが、実態はそのようになってないよう見受けられる。また、水曜日と金曜日は総括が回って超過勤務内容の把握がされていたが、それ以外の日については把握されていないのではないか。超過勤務については、課長が理由を把握し、やむを得ないものについて、命令するというのが本来の形と考えるが、現在の状況等についてどのように考えているのか。

(人事管理班長)

水曜日・金曜日の超過勤務については登録し、報告させていたが、東日本大震災の復旧・復興を最優先させるということで現在、登録を一時休止している状況である。

超過勤務については、基本的には業務内容を把握した上で、課長が命令しているものと認識している。今後もそのような指摘がないよう指導をして参りたい。

(書記長)

震災対応で定時退庁日の登録を休止しているということだが、超過勤務対策として超過勤務を登録することは非常に有効な取組みである。課長、総括が業務の状況を確認することもできる。しかし、登録することと震災とは関係のない取組みと考えるがどうか。

(人事管理班長)

超過勤務の登録制度を休止している状況であるが、課長等の管理職が、職員の超過勤務の内容を把握した上で超過勤務を命令することに変わりはない。

(書記長)

登録はしなくても、管理者等が超過勤務の内容を適切に把握していけるということによろしいか。

(人事管理班長)

課長等は超過勤務の必要性を把握し、不要不急の超過勤務命令はしないということになっている。

(副委員長)

超過勤務の実態把握だが、各課一人当たりの月平均時間数のみの把握にとどまっている感じがするが、属人的に、超過勤務の内容について把握し、その上で超過勤務縮減に取り組む必要があると考えるがどうか。

(人事管理班長)

長時間超過勤務をしている職員については、各課からの超過勤務の内容や対応策等の報告を基に把握し、取組みの参考としているところである。

(委員長)

毎月の報告の中で、恒常的に超過勤務の多い係等があると思うが、具体的に対策を講じているのか。

(人事管理班長)

国会や予算対応によっては、同じ係等が複数月にわたり長時間超過勤務することがある。該当係等については、管理者等が業務の状況を把握しながら定時退庁できるよう指導している。

(書記長)

業務によっては超過勤務が多い班がある。一方でほとんど超過勤務対応がないよう

な課や班もあることから、応援や仕事の分担などの平準化に取り組む必要があるのではないか。

(人事管理班長)

応援が出来るものは、応援体制を整えていると認識している。超過勤務は、他律的業務で国会や予算なども多いが、以前に全省庁で国会に申し入れを行うなど、様々な対応を取っているところである。今後も引き続き応援体制など平準化に向けた取組みも進めていきたい。

(人事総括)

ある職員から聞いたところによると、応援してもらえるのはいいが、説明に手間が掛かり、自分でした方が早いという話もあるが、健康が第一であることから、応援等にも引き続き取組み、体調がすぐれないときは早めに帰るように指導しているところである。

(書記長)

きちんと管理者が把握するのが当然である。

また、国会や予算については、官房などから待機がかかったりすることがあるが、時間外の待機の解消について、是非、官房に申し入れていただきたい。

(人事管理班長)

農林水産省全体で、超過勤務の縮減に取り組んでいるところであり、意見があったことを伝えたい。

(林政課長)

予算の関係では、林野庁内のヒヤリングなどは、基本的に勤務時間内に行い、余程のことがない限り時間外の対応はさせないようにしている。

当初予算については全省的な申し合わせで財務省主計局のヒヤリングも勤務時間内でのというのが一時定着しかかったが、最近では東日本大震災に係る補正予算などイレギュラーなものがあり、時間外での対応があるのも事実である。

ただ、補正の場合は、ある意味短期決戦であり、一時的に大変な時期はあるが、各課長が適確に職員の超過勤務の状況を把握しながら対応すれば、職員に無理な負担をかけることは避けられると考えているので、各課を指導していきたい。

(副委員長)

超過勤務縮減対策委員会を開催しているとのことだが、超過勤務縮減対策委員会というのは、どういうメンバーで、いつ、どういう形で、どのようなことを行っているのか。

(人事管理班長)

各課総括がメンバーであり、月1回を目途に行っている。しかし、現在は震災の影響により、休止している状況である。今後、震災関係の動向を見極めつつ、超過勤務縮減対策委員会を再開していきたいと考えている。

(副委員長)

一人当たりの月平均超過勤務時間を平成15年度の実績と比べて、平成22年度までにおよそ3割縮減という目標の取組結果はどうなったのか教えていただきたい。

(人事管理班長)

残念ながら、3割縮減するという目標は達成出来ていない。15年度に比べ、1.3時間、4%の縮減である。

(副委員長)

実績はほとんど減っておらず、目標達成ができていないことは問題である。一般的に言って、目標達成ができていない場合は、結果とともにこれまでの取組みを分析

し、次に取り組みに反映させるものである。一般的なやり方を踏まえた分析はしているのか。

(人事管理班長)

超過勤務の内容については、個別に分析等を行い、取り組みを進めている。結果的に目標達成には至らなかったが、今後も分析等行いながら取り組みを進めていく考えである。

(副委員長)

当局が超過勤務縮減について、重要課題として積極的に取り組みを進めていることについて評価はする。組合も重要課題としており目指すところは同じだと考えている。個々の職員の超過勤務について、どのような業務が占めているのか等を把握できるようなデータを明らかにし、縮減の実態を今後労使双方で検証し、超過勤務の縮減を目指したいと考えるがどうか。

(人事管理班長)

これまでも毎月のデータや年度ごとのデータは情報提供しているので、お互い共通の認識に立って取り組んでいると考えている。

個別の面は当局でしっかり分析、検討させていただき、その結果を提供し、取り組みを進めて参りたい。

(書記長)

現在の平均のデータでは縮減状況が分かりづらいので、お互いに色々な議論が出来るようなデータをいただけないか。

(人事管理班長)

個人或いは何々班のデータではなく、これまでどおり課ごとのデータと分析・検討結果を示させていただき、協力して進めていきたいと考えている。

(副委員長)

超過勤務の縮減に関しては、今後も継続して話をしていく。

(委員長)

超過勤務縮減は、国会対応、予算対応が多いということだが、通常業務による超過勤務と国会対応、予算対応が半々ぐらいと認識している。通常業務の超過勤務を減らさないと超過勤務縮減とならないのではないか。これについては通常業務の事務改善を各課ごとに取り組んでいかなければいけないと考えるが、超過勤務縮減対策委員会等の中でも事務改善について検討していただきたい。

(人事管理班長)

事務改善については、これまでも各業務の電算化等に逐次取り組んできたところであるが、一般会計の業務は国会・予算・法令等他律的業務もあり、超過勤務縮減に効果的な事務改善には至っていないところである。

今後、可能なものから事務改善に取り組む必要があると考えており、特に、業務改善については、課内の業務の平準化や、職員からのボトムアップによる業務の見直しについて取り組むよう、幹部会や庁議を通じて指導して参りたい。

また、超過勤務縮減対策委員会の中でも検討して参りたい。

(副委員長)

臨時健康診断だが、超過勤務の結果、臨時健康診断をするということだが、これはいつまでに受診するように指導しているのか。

(人事管理班長)

長時間超過勤務を行った職員の臨時健康診断については、基本的にはその翌月に必ず受診するよう指導している。

(書記長)

受けるべき者が受けてないという実態はないということで良いか。

(安全衛生班長)

昨年11月の受診者から、翌月に受診できなかった職員は、その次の月に受診させている。その結果、受診率は100%である。

(委員長)

臨時健康診断の受診案内は、安全衛生班からしているのか。

(安全衛生班長)

長時間超過勤務を行った職員について、各課から安全衛生班に報告され、林野庁分をまとめて官房に報告する。これを受けて、官房は林野庁の受診期間を指定し、これを当班から各課庶務を通じて本人に連絡している。

なお、受診状況を把握し、当月受診しなかった者は、翌月に受診状況を連絡している。

(副委員長)

受診結果はどうなっているのか。

(安全衛生班長)

臨時健康診断の結果については、診療所又は官房から直接本人に健康管理指導が行われることになっている。

(副委員長)

職員の健康保持のためにも休暇を計画的に取る必要がある。年次有給休暇及び夏季休暇の使用の実績について、過去5年間を示していただきたい。また、年次有給休暇及び夏季休暇の取得を増やすため、どのような取り組みを行っているのか。

(人事管理班長)

過去5年間の実績については手元にデータがないことから、後ほど提示したい。

年次有給休暇の取得については、農林水産省の特定事業主行動計画があり、目標が平均で16日ということになっている。これに向けた取組みを進めている。

また、夏季休暇と年次有給休暇をあわせて一週間の連続休暇となるよう掲示板等で職員に周知しているところである。

(委員長)

超過勤務の縮減というのは、なかなか一筋縄ではいかないと思うが、基本的にはみんな1日8時間働いて、あとは家で家族と過ごすなど、自分の時間を持てるというのが、健康で長く働き続けるためには大切であり、更に良い仕事をするためにも本人が健康でなければいけないと考えるので、今後も超過勤務縮減の取組みを継続していただきたい。組合として、本日示された取組状況等を確認しながら、対応していきたいと思うのでよろしくお願いします。

(林政課長)

本日は限られた時間の中で、組合の意見・要望をお聞きし、当局の考え方を申し上げたところである。

円滑な業務運営を行っていくためには、職員及び職員団体の理解と協力が不可欠と考えている。今後についても、組合との信頼関係の上にたって、引き続きより良い職場づくりに努め、超過勤務の縮減、職員の健康保持に努めて参りたいと考えているので、なお一層の理解・協力をお願いします。

(人事管理班長)

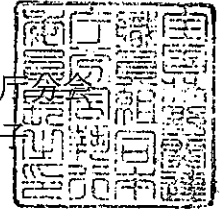
これをもって、本日の交渉を終了する。

(以上)

2011年7月5日

労務管理担当者  
林野庁林政部林政課長  
三浦 正充 殿

全国林野関連職員労働組合 本庁分會  
執行委員長 重光 昭子



交渉申入書

- 1 交渉を行う場所  
別途
- 2 交渉を行う日時  
2011年7月14日(木) 18:30～
- 3 交渉に出席する予定の者  
委員長、副委員長、書記長、執行委員2名 計5名
- 4 交渉の対象となる事項  
別紙のとおり

(別紙)

## 超過勤務縮減と職員の健康管理に関する要求書

全国林野関連職員労働組合 本庁分会  
執行委員長 重光 昭子

労働時間の短縮は、労働者のゆとりある生活の実現のためワーク・ライフ・バランスの視点から重要な課題であり、政府全体としても同じ視点で取り組んでいるものと認識しています。

林野職組においても、労働時間短縮を林野庁本庁における最重要課題と位置づけ、超過勤務縮減に向けた取り組みを進めているところです。

同時に、恒常的な長時間の超過勤務は、職員の健康保持に影響を及ぼすものであり、林野庁当局として重視しなければならない問題であると考えます。

しかし、この間の超過勤務の状況を見ると、平均超過勤務時間は横ばいで年間総労働時間も2,000時間を大きく上回っている状況にあって、取り組みの成果が上がっているとは言いがたい状況にあります。

以上のことから、下記の内容について要求します。

### 記

- 1 林野庁本庁における超過勤務の縮減に対する考え方を明らかにするとともに、今後の取り組み方向を示すこと。
- 2 職員の健康保持に対する考え方を明らかにするとともに、今後の取り組み方向を示すこと。

以上